

1 戦略の方向性

J A R U S バイオマス利活用に係る温室効果ガス削減効果等評価委員会にて、検討した排出量取引への参画戦略の方向性は、次のとおりとした。

□当面は、自主的な見える化を図った対応を行うこととし、制度の活用は、取引の仕組みが本格的に動くまで待つなど、将来的な課題とすることが適切である。

(1) 委員会での整理状況

1 GHG削減に係る諸制度の整合性や今後の動き、特に取引価格などに十分留意して、算定対象の範囲や時期など設定すべき。

<対応状況>

- J-VER制度では、メタン発酵に関連する、「廃棄物由来のバイオガスによる熱および電力供給のための化石燃料代替」と「廃棄物処理施設における熱回収による廃棄物のエネルギー利用」に関する方法論が設置された。
- 東京都キャップアンドトレードは、平成 22 年度以降積極的に周知されており、生グリーン電力等の活用も進んでいる。
- カーボンフットプリント制度の、うるち米の算定基準を用いた、カーボンフットプリント米の販売についても検討した。
- J-VER 制度の取引単価については、相対取引なので公表されない。
- 上記制度への対応については、
 - ・ バウンダリーが細かく設定されており、活動量把握の負担が大きく、農家からのデータ収集も必要となり、困難が予想される。
 - ・ 取引の結果得られる収益が大きくない（投資額の 1 %程度得られる程度）
 - ・ 追加性に関する縛りがあり、既に行われている取組や、補助金等を投入せずとも行われるであろう活動など、全てが認められることにならない。
 - ・ アグリゲーターの活動については、小水力発電など一定規模以上の発電ができる施設は対象とできず、バイオマス発電など関係者が多数（液肥を受ける耕種農家）の場合は、活動量把握の作業に対する収入が小さい。（数十万円の取引収入から手続き手数料十数万円を差し引いた残額）

等より、当面は、自主的な見える化を図った対応を行うこととし、制度の活用は、取引の仕組みが本格的に動くまで待つなど、将来的な課題とすることが適切であるとの考え。

2 取引収入よりも社会的貢献による地域ブランド向上に重点化することも検討すべき。

<対応状況>

- 南丹市においては、今次成果をとりまとめ、施設視察者や「氷室の郷」見学者等にPRしていく予定。液肥の利用量も増えてきており、今後のブランド化に資すると考えられる。
- 政府も、「カーボンマネージャー」の資格設置等、CO2削減に前向きな姿勢を見せており、低炭素によるブランド力も徐々に上がっていくと予想される。

3 セクター設定、バウンダリーの設定については更に検討を深め、しっかり整理すること。

<対応状況>

- 地区の状況、新たに入手したデータに合わせて整理したところ、南丹市においては、化学肥料製造から流通までのCO2排出量のLCA分析に関する文献を参照する事により、前年度ではバウンダリー外としていた肥料会社をバウンダリー内とし、より広範囲の算定が可能となった。セクターに関しては前年度の設定を用いる。

(2) 委員会での議論

- 最近ではゲームのルールが徐々に変わってきており、国側より民間のシンクタンクの方が知識を持っている。ノウハウがどんどん民間シンクタンクにたまってきている。
- 海外は更に変わっていて、オフィシャルな場で方法論が設定される前に、ボランティアな市場で設置され、クレジットが生み出されている。オフィシャルなものではないので売れないだろうと考えられていたが、ボランティアな方法論でも、いずれはオフィシャルに組み込まれる事例が多いことから、クレジットの信憑性が上がり、民間にボランティアクレジットがどんどん売れて、まさにデファクトスタンダード化しているような状況である。
- 現在の肥料施肥土壌からの温室効果ガス発生量に関する議論では、有機肥料でも化学肥料でもCH₄とN₂Oは変わらないため無視できるということで進んでいる。しかし、化学肥料から有機肥料に変えたときの一番の影響は、炭素固定であり、有機肥料に変えれば変えるだけCO₂吸収量が増える。しかし、メタン発酵を行う場合、原料中の炭素成分はメタンとして取りだしてしまうため、土壌還元した際に固定できる炭素量が減ってしまい、発電によって削減したCO₂≒普通に堆肥化して散布した際の炭素固定量となる可能性がある。

- 現在、J-VER の方法論に農業分野から見たメタン発酵に関するものが加えられつつある。また、肥料削減による温室効果ガス吸収という方法論も作成途中だが、これに関しては非常に議論が難しい。肥料を削減すると反収が落ちる。従前の作物量を提供できなくなるため減った分を他のサプライヤーから補填する事になり、リーケージが発生。そのサプライヤーが使用する肥料量から発生する温室効果ガスも問題となってしまう。
- また、「今後の環境保全型農業のあり方～」という感じの委員会で、反あたり 1 t の有機質肥料の投入で、CO₂ 何 t 削減というデータが出ている。最近の農業は緑肥をずいぶん推進しているようである。

(3) 事務局での検討

①全体の目的

- 地球温暖化防止をイメージさせ、農産物等ブランドの更なる向上を図る。
- 農産物の付加価値向上を目指す
- 農業・都市交流等を産業強化し、活性化を図る

②温室効果ガス削減の実践についての論点

○目指す活用レベルは何か（低位～高位）

- ーイメージ化だけで良しとするのか
- ー独自の見える化を図って、イメージを具体化し、付加価値向上を目指すのか
- ーあるいは、既存のクレジットを取得し、付加価値向上を目指すのか
- ー国の見える化を活用し、付加価値向上を目指すのか
- ー排出権取引を目指すのか

○ 農家等が対応可能な範囲はどこまでか（低位～高位）

- ートレーサビリティへの対応までのデータ提出が限界
- ー緩やかな新たな対応が限界
- ー精緻な新たな対応ができる

③検証

自然エネルギー活用による温室効果ガス削減を数値化することに加え、

○オフセットクレジットを購入し、付加。

財政的な整理を別途必要とするが、実施可能。環境を好む消費者に対する理解が求められないか。

○カーボンフットプリントを国の制度に載せて具体化し、付加。

農家に負担を強いるが、実施可能。ただし、国の一般的な取組みの一部という印象を与えることによる、ブランドの高低をどのように評価するか。農家への負担が支障となり、持続しないのではないか。手続き手数料が必要。

○排出権取引

農家に負担を強いて、実施可能であるが、得られる収入は設備や活動への投資額の1%にすぎない。一方、手続き手数料が数十万円必要。労力の割りに収入が少ない恐れ。農家への負担が支障となり、持続しないのではないか。

また、既存の設備については、3年程度のさかのぼりまでが許されているようだが、YBECのように10年ほど前から稼働している施設が対象とならない可能性がある。補助金が入っている場合もその分を差し引くことが指摘される恐れ。

以上